

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度 (令和4年度改訂)
計画主体	都城市

## 都城市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宮崎県都城市環境森林部森林保全課  
所在地 宮崎県都城市姫城町6-21  
電話番号 0986-23-2152  
FAX番号 0986-23-2681  
メールアドレス hatati@city.miyakonojo.miyazaki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カラス、カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	宮崎県都城市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	イネ	2.03	2,412
	イモ類	0.48	873
	飼料作物	0.94	776
	合計	3.45	4,061
シカ	イネ	0.05	59
	イモ類	0.03	54
	飼料作物	0.81	482
	合計	0.89	595
サル	野菜	1.65	4,173
	イモ類	0.14	250
	飼料作物	0.28	239
	豆類	1.80	467
	果樹	0.01	20
	合計	3.88	5,149
アナグマ		-	-
	合計	0.00	0
タヌキ		-	-
	合計	0.00	0
アライグマ		-	-
	合計	0.00	0
カラス	野菜	0.03	176
	飼料作物	0.02	17
	合計	0.05	193
カワウ	淡水魚	-	1,485
	合計	0.00	1,485

## (2) 被害の傾向

### 【イノシシ】

中山間地域のほぼ全域において生息が確認され、被害が発生している。収穫期のイモ類、生育期の水稲と飼料作物が被害を受けている

### 【シカ】

中山間地域のほぼ全域において生息が確認され、被害が発生している。収穫期のイモ類、生育期の水稲と飼料作物が被害を受けている。また令和2年度の被害報告はなかったが、たびたび、スギ、ヒノキ等の造林木の剥皮被害も発生している。

### 【サル】

高城町のほぼ全域、山之口町や高崎町の一部において生息が確認され、被害が発生している。収穫期の野菜、イモ類、飼料作物、豆類、果樹などが被害を受けている。さらに、集落内の住宅地にも頻繁に出没しており、人的被害等も懸念される。

### 【アナグマ】

市内全域において生息が確認され、畜舎周辺の濃厚飼料の食害が多く見られ、また、飼料作物の被害も発生している。

### 【タヌキ】

市内全域において生息が確認されており、イモ類、飼料作物、水稲が被害を受けている。

### 【アライグマ】

現時点での目撃情報や被害確認はないが、隣接する自治体で捕獲実績があるため、今後、農作物への被害が予想される。

### 【カラス】

市内全域において生息が確認され、生育期の野菜、飼料作物が被害を受けている。また、畜舎への侵入による家畜への被害や住宅地等における騒音、糞害等も発生している。

### 【カワウ】

大淀川流域の河川において生息し、資源保護のために放流した稚魚や養魚場における漁業被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)		目標値(令和6年度) [10%削減]	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積(ha)	金額 (千円)
イノシシ	3.45	4,061	3.10	3,654
シカ	0.89	595	0.80	535
サル	3.88	5,149	3.49	4,634
アナグマ	0.00	0	0.00	0
タヌキ	0.00	0	0.00	0
アライグマ	0.00	0	0.00	0
カラス	0.05	193	0.04	173
カワウ	0.00	1,485	0.00	1,336

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲許可</li> <li>・有害鳥獣捕獲班の編成</li> <li>・有害鳥獣捕獲に従事した捕獲班に助成金を支給</li> <li>・サル、アナグマ、タヌキ、カラスの捕獲促進のため捕獲檻の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の確保</li> <li>・有害鳥獣捕獲班の体制の充実と、捕獲従事者の負担軽減</li> <li>・被害地区の拡散防止と住宅付近における、より効果的なワナ等の導入による捕獲の推進</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止対策として、補助事業等を活用した農家の防護柵設置や導入補助</li> <li>・御池地区におけるシカ防護柵(H8~10 設置 延長 6.1 km)の維持管理</li> <li>・正しい防護柵設置方法の研修会実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を受けている地区で防護柵未設置圃場の解消</li> <li>・被害の無かった地区への被害の拡散を防止</li> </ul>
生息環境管理その他取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害監視員やGPSシステムによるサルの生息域調査</li> <li>・放任果樹や農作物の収穫残渣の除去の必要性の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者不明の空き家・土地の場合、放任果樹の除去が進まない。</li> </ul>

### (5) 今後の取組方針

- 1 地域ぐるみでの総合的な鳥獣被害対策を図るため、研修会などの普及啓発活動を推進するとともに、地域、行政一体となった連携体制を構築する。
- 2 防護柵設置方法など、正しい被害対策の知識習得のための研修会実施と併せ、継続して防護柵の導入補助を行う。
- 3 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許取得の推進を図る。
- 4 被害の状況等を調査し効果的な捕獲及び被害防止方法を研究する。
- 5 被害地区に対し、放置農産物や放任果樹の除去など鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。
- 6 鳥獣被害防止対策モデル集落(高城町片前)における活動を推進するとともに、同様の活動を他地区へも波及させる。
- 7 宮崎県鳥獣被害対策マイスター資格の取得促進及び地域リーダー研修等の開催により、鳥獣被害対策の担い手育成を推進する。
- 8 GPS等を活用して得られたサルが生息域データを市民に還元し、具体的な対策実施に活用する。また、サル捕獲オリの効果的な設置位置の検討なども活用する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

都城市有害鳥獣駆除対策協議会において有害鳥獣捕獲班(25班 班員約 250名)を組織し有害鳥獣捕獲を実施するとともに、国、県、市の補助事業を活用しながら、捕獲活動に対する各種助成金を交付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	全て	<ul style="list-style-type: none"><li>・イノシシ、シカ対策として、農地周辺では大型箱ワナ、林地ではくくりワナの導入を推進する。また、了承を得られた地域では、大型囲いワナの導入についても促進する。</li><li>・有害鳥獣捕獲班の担い手の確保を図る。</li><li>・農作物等の被害のある農家等に対し、狩猟免許取得を促す。</li></ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績ならびに被害状況を踏まえて、第13次鳥獣保護管理事業計画や宮崎県第二種特定鳥獣管理計画を参考に、捕獲頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	1,400頭	1,400頭	1,400頭
シカ	1,150頭	1,150頭	1,150頭
サル	200頭	200頭	200頭
アナグマ	130頭	130頭	130頭
タヌキ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
カラス	50羽	50羽	50羽
カワウ	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容
都城市有害鳥獣駆除対策協議会により組織した有害鳥獣捕獲班の活動支援の継続。 イノシシ、シカ、サルの被害が発生している地域については1年を通じて捕獲できる体制とする。 住宅地周辺はワナ猟による捕獲を基本とし、銃猟は山林等で実施する。また、アナグマ、タヌキ、カラス、カワウについても、同様に被害発生時には早急に捕獲を実施する。 なお、アライグマは特定外来生物であるため、生息が確認され次第、速やかに捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
地理的条件により、真にやむを得ないと判断された場合に実施することとし、実施に当たっては第13次鳥獣保護管理事業計画に基づくものとする。

### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	イノシシ・シカ・アナグマ・タヌキ・アライグマ、カラス・カワウ
旧高城町域 旧山之口町域 旧高崎町域	サル

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
イノシシ	電気柵	20,000m	電気柵	20,000m	電気柵	20,000m
	金網柵	10,000m	金網柵	10,000m	金網柵	10,000m
シカ	電気柵	3,500m	電気柵	3,500m	電気柵	3,500m
	金網柵	10,000m	金網柵	10,000m	金網柵	10,000m
サル	電気柵	6,000m	電気柵	6,000m	電気柵	6,000m
	複合柵	5,000m	複合柵	5,000m	複合柵	5,000m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ シカ	侵入防止柵(電気柵、金網柵)の設置推進、破損箇所等の確認及び補修等の維持管理指導。		
サル	侵入防止柵(電気柵、複合柵(電気柵+金網柵))の設置推進、破損箇所等の確認及び補修等の維持管理指導。 地域住民や、鳥獣被害監視員による追い上げ・追い払い活動を行い、サルが寄りつきにくい地域を目指す。		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

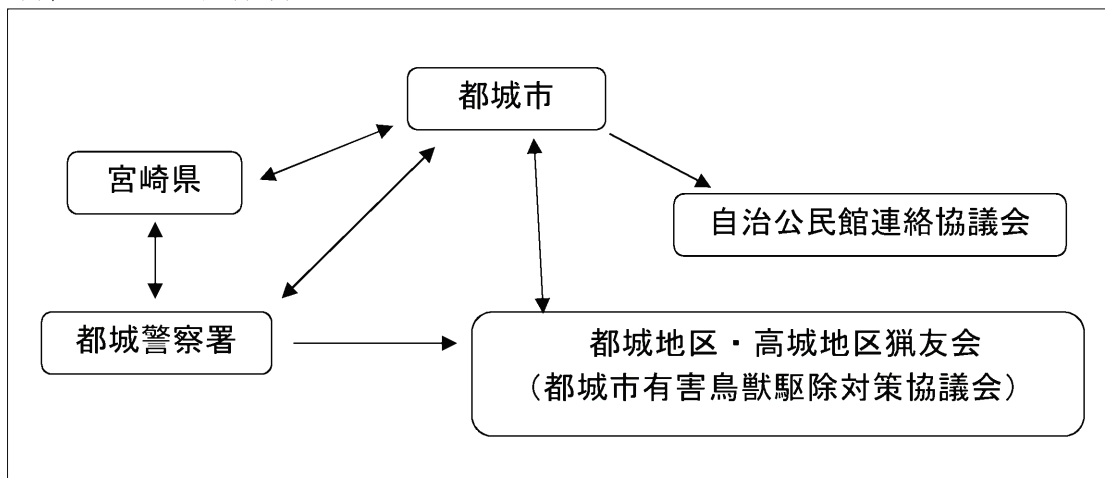
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ シカ サル	被害が多発している集落等で、捕獲や農地等への侵入防止柵設置の重要性とあわせて、放任果樹や収穫残渣をなくすための啓発活動につながるよう関係機関と連携し研修会等を実施する。
令和5年度		
令和6年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
自治公民館連絡協議会	地域における緊急の対策を実施するにあたって、集落等への連絡調整を行う。
都城警察署	住民の安全確保、捕獲時の指導や助言、緊急時の捕獲命令を行う。
都城地区・高城地区猟友会 (都城市有害鳥獣駆除対策協議会)	対象鳥獣の捕獲等を実施する。
宮崎県	緊急の対策を実施するにあたって、国等との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
都城市	緊急の対策を実施するにあたって、関係機関等との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として、捕獲者が持ち帰り、食肉として利用するかクリーンセンターにおいて適切に処理することとする。  
やむを得ない場合は、生態系に影響を与えない形で埋却処理を行う。



8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内民間事業者がジビエカー及び処理加工施設等を導入する場合、民間事業者と連携しジビエ資源としての利用を促進する。
ペットフード	現状、利用されていない。
皮革	ただし、今後、条件が合致する業者等があれば、積極的に利用を薦める。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

捕獲した鳥獣の販売等を目的とした食品利用等については、加工処理施設の設置を希望する民間事業者等に対し、補助事業等の紹介や活用を促す等側面的な支援を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

国や宮崎県が開催する、ジビエに関する研修会等に積極的な参加を呼びかけ、人材育成に努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	都城市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
都城農業協同組合 宮崎県農業共済組合都城センター	農作物被害の把握及び被害防止対策を支援する。
宮崎森林管理署都城支署 都城森林組合	造林木被害の把握及び被害防止対策を支援する。
都城地区・高城地区猟友会 (都城市有害鳥獣駆除対策協議会)	対象鳥獣の捕獲等を実施する。
都城淡水漁業協同組合	淡水魚被害の把握及び被害防止対策を支援する。
自治公民館連絡協議会	地域ぐるみによる総合的な対策を実施するに当たって、集落等への連絡調整を行う。
鳥獣処理加工施設 JEGER(イエーガー)	捕獲鳥獣のジビエ資源として利活用及び搬入確認

宮崎県	鳥獣被害防止対策について、国等との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
都城市	都城市鳥獣被害防止対策協議会を運営し、また鳥獣被害対策について、当該協議会委員との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮崎県鳥獣被害対策支援センター	被害防止対策に関する指導や助言
北諸県地域鳥獣被害対策特命チーム	被害防止対策に関する指導や助言、協力体制
鳥獣処理加工施設 JEGER(イエーガー)	捕獲鳥獣のジビエ資源として利活用及び搬入確認

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>都城市鳥獣被害対策実施隊 平成24年1月25日設立 市長が任命した市の職員で結成し、被害防止対策の指導・助言活動等を行う。 また、市民からの通報や被害報告等をもとに、捕獲活動の補助や追い払い活動を行う等、市内の被害対策についての取組みを進める。</p>
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

都城市有害鳥獣駆除対策協議会と連携し、被害防止対策や捕獲等を実施する。
-------------------------------------

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や近隣市町との連携を密にして情報の共有化を図る。
------------------------------